

分別収集計画

平成28年7月

市 貝 町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	1
4	計画の対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集にかかる分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5～6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事 (法第8条第2項第7号)	6
	《特記事項》	7

1 計画策定の意義

環境の世紀、21世紀が歩み出し、私たちの生活も少しずつではあるが着実に廃棄物循環型の社会へと変化しつつある。しかしながら、快適さを優先した大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルは未だ色濃く残っており、廃棄物循環型社会を推進する上でその足取りを鈍らせているのが現状である。

つまり、従来の生活様式を改めて見直し、循環型の廃棄物処理システムづくりをさらに進めていくことが求められている。そのためには社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

また、廃棄物処理における最終処分場や、容器包装廃棄物の保管施設等の確保が非常に困難な状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、限りある資源の有効利用や、最終処分量を削減する目的で、町民、事業者、行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、廃棄物循環型社会の形成が図られるものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての、基本的方向を以下に示す。

- (1) 芳賀地区広域行政事務組合を構成する市貝町、真岡市、益子町、茂木町及び芳賀町が協力し、容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくりを促進する。
- (2) 関係者が一体となった取り組みによる循環負荷の低減を図る。
- (3) 収集・運搬及び中間処理については芳賀地区広域行政事務組合で行う。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月を始期とする5年間とし、平成31年度に見直す。

4 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	831.24 t	826.33 t	821.46 t	816.61 t	811.79 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力し連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、当町では町民、事業者、再生事業者等に対し説明会等を実施し、ゴミ処理に対する意識の高揚を図る。

また、ゴミ減量の推進やリサイクルを促進するために、各種の方策を実施する。

（1）啓発活動

町広報紙やホームページ等を活用し、町民、事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況等について情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生品の利用など、ごみに関する啓発活動に積極的に取り組む。

（2）過剰包装の抑制

商品の包装の簡素化を推進する。

（3）買い物袋の持参の啓発

繰り返し使用可能な買い物袋（マイバック）の持参の啓発を行い、小売店での容器包装の抑制を行う。

（4）再商品化製品の利用促進

再生資源を原材料として利用した製品、リターナブル容器等の積極的な利用を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集にかかる分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

なお、下表のカン・ペットボトルについては分別せずに収集し、ビン類については、各種分別収集を行う。

また、芳賀地区広域行政事務組合が整備する施設、を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ビン類
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょう油等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	12.10 t		12.02 t		11.95 t		11.88 t		11.81 t	
主としてアルミ製の容器	12.79 t		12.71 t		12.63 t		12.56 t		12.49 t	
無色のガラス製容器	合計 29.15 t		合計 28.97 t		合計 28.80 t		合計 28.63 t		合計 28.46 t	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	28.39 t	0.76 t	28.22 t	0.75 t	28.05 t	0.75 t	27.89 t	0.74 t	27.72 t	0.74 t
茶色のガラス製容器	合計 33.24 t		合計 33.04 t		合計 32.84 t		合計 32.65 t		合計 32.46 t	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	32.37 t	0.87 t	32.18 t	0.86 t	31.99 t	0.85 t	31.80 t	0.85 t	31.62 t	0.84 t
その他のガラス製容器	合計 10.64 t		合計 10.57 t		合計 10.51 t		合計 10.45 t		合計 10.39 t	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	10.31 t	0.33 t	10.25 t	0.32 t	10.19 t	0.32 t	10.13 t	0.32 t	10.07 t	0.32 t
主として段ボール製の容器	62.46 t		62.09 t		61.75 t		61.36 t		60.99 t	
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又は醤油	合計 23.82 t		合計 23.67 t		合計 23.53 t		合計 23.40 t		合計 23.26 t	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
その他主務大臣が定める商品を充てんするためのも	22.73 t	1.09 t	22.59 t	1.08 t	22.46 t	1.07 t	22.33 t	1.07 t	22.20 t	1.06 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

見込み量 = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は次のとおり設定した。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
11,988人 (対前年度比) 99.41%	11,917人 (対前年度比) 99.41%	11,847人 (対前年度比) 99.41%	11,777人 (対前年度比) 99.41%	11,708人 (対前年度比) 99.41%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、下表のとおり行う。

なお、現在、自治会等で集団回収が進んでいるものについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集する廃棄物の種類	分別の区分	収集・運搬の段階	選別保管の段階
スチール製容器 アルミ製容器	カン	芳賀地区広域行政事務組合による定期収集	芳賀地区広域行政事務組合
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン類	芳賀地区広域行政事務組合による定期収集	芳賀地区広域行政事務組合
段ボール	段ボール	芳賀地区広域行政事務組合による定期収集	芳賀地区広域行政事務組合
ペットボトル	ペットボトル	芳賀地区広域行政事務組合による定期収集	芳賀地区広域行政事務組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

カン、ビン類、ペットボトルについては、芳賀地区広域行政事務組合が整備する施設において選別、圧縮、保管をし、段ボール、プラ製容器包装については、収集後リサイクル業者に引き渡しをする。

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	カン	コンテナ	パッカー車	芳賀地区広域行政事務組合で整備する 施設で処理
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン類	共用 コンテナ	パッカー車	芳賀地区広域行政事務組合で整備する 施設で処理
段ボール	段ボール	十文字に結 束	パッカー車	芳賀地区広域行政事務組合で整備する 施設で処理
ペットボトル	ペットボトル	コンテナ	パッカー車	芳賀地区広域行政事務組合で整備する 施設で処理

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取り組みを進める。

- (1) 容器包装廃棄物が排出されたとき、分別の区分と分別の基準にしたがって適正に排出されるように、芳賀地区広域行政事務組合と構成する市貝町、真岡市、益子町、茂木町及び芳賀町で協力して啓発を行う。
- (2) 自治会、子ども会等の団体による回収を促進するため、資源ごみ回収奨励金の交付を継続実施する。
- (3) 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、芳賀地区広域行政事務組合と構成する市貝町、真岡市、益子町、茂木町及び芳賀町で協力して啓発を行う。
- (4) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うものとする。

《特記事項》

広域ごみ処理施設のごみの分別と処理体系

